（その１）

注意 (1) この表紙に記載する内容は、事務担当者の欄を除き、政治団体に関して届け出た内容と一致すること。
(2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

千葉県選挙管理委員会 30.3.-2 千選管第　号

収支報告書 （平成 29 年分）

（ふりがな）（ながはまひろゆきをそだてるかい）

1 政治団体の名称 長浜博行を育てる会

2 主たる事務所の所在地 千葉県柏市中央町5-21-705

3 代表者の氏名 長浜康代

4 会計責任者の氏名 長浜康代

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
□ 政党の支部	□ 政党
☑ その他の政治団体（後援会等）	□ 政治資金団体
□ その他の政治団体の支部	□ 政治資金規正法第19条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
□ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名
副島浩
（電話） 04-7166-8333

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
□ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 長浜博行
公職の種類（現職・候補者の別） 参議院議員（現職）

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
□ 有
（以下　指定有の場合のみ記載）
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体に関する例の適用期間
☑ 1年を通じて適用
□ 対象年の途中での適用の異動あり
（異動ありの場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の期間
□ 1年を通じて適用
□ 対象年の途中での適用の異動あり
（異動ありの場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

処理欄（下欄には何も記載しないこと）

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
348750	29	1	0100	0000	300302

異動：1 新規　2 修正　3 取消

整理番号	翌年への繰越金
	¥0

（H22.9/16,500）

✓ △ 6

10 13
0200
（その２）

収　支　の　状　況

全団体必要

注意：収支がない団体にあっても、本表0200と表1600及び（その18）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

	14	16	77	十億	百万	千	円 88
(1) 収入総額（①+②）	0	1	0				0
①（前年からの繰越額）	0	2	0				0
②（本年の収入額＝A+B+C+D+E+F+G）	0	3	0				0
(2) 支出総額（表1400の合計額）	0	4	0				0
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0				0

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

				十億	百万	千	円
(1) 個人の負担する党費又は会費							
金額 A	0	6	0				0
員数	0	7	0				0

(2) 寄附	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
ア 寄附（イを除く。）の区分								
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0				0	内訳を表0600へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0				0	内訳を表0611へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表0620へ記載すること。
小計（ｱ）＋（ｲ）＋（ｳ）	1	2	0				0	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表070□へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表1000へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0				0	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

10 13
1	6	0	0

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表17□□に記載すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無							
資産等の項目別区分	14		16	有 88 ※注(3)参照	無	備考	
ア　土地	0	1	0	□	☑		
イ　建物	0	2	0	□	☑		
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	□	☑		
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	□	☑		
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	□	☑		
カ　金銭信託	0	6	0	□	☑		
キ　有価証券	0	7	0	□	☑		
ク　出資による権利	0	8	0	□	☑		
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	□	☑		
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	□	☑		
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	□	☑		
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☑	□		

全団体必要

10 13

1	7		

01	土　　地	02	建　　物	03	地上権等	04	動　　産	05	預　金　等	06	金銭信託
07	有価証券	08	出　　資	09	貸　付　金	10	敷　　金	11	会員権等	12	借　入　金

(その18)

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳								項目別区分	借入金
14		16	17 摘要 76	77 金額			88	89 年月日 94	95 備考 108
				十億	百万	千	円		
			長浜博行		20,	500,	000		
8	0	0	この頁の小計		20,	500,	000		
9	0	0	合計		20,	500,	000		

(その20)

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

□ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 30 年 2 月 10 日

政治団体の名称　**長浜博行を育てる会**

会計責任者の氏名　**長浜康代**　長浜 印

※解散の場合以外は、代表者の氏名は記入しないこと（通常は未記入となります。）。

（代表者の氏名　　印）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成３０年２月１０日

長浜博行を育てる会
代表　長浜　康代　殿

登録政治資金監査人　岡田尚子
登　録　番　号　第　３７５４号
研修修了年月日　平成２２年１１月２日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、長浜博行を育てる会の平成２９年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、長浜博行を育てる会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、長浜博行を育てる会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

長浜博行を育てる会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、長浜博行を育てる会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上